



山田 良平



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680

3分間

税ミナール



セルフメディケーション税制適用対象商品には領収書に「★」印

厚生労働省は、セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類（レシート等）の記載事項を、このほど薬局関係等事業者団体に連絡しました。

来年1月から運用が始まるセルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の適用を受けるには、購入した医薬品が控除の対象となるスイッチOTC医薬品であることを証明する書類（領収書）が必要になります。

厚生労働省医政局経済課の事務連絡では、まず、証明書類には、

- 1) 商品名、
- 2) 金額
- 3) その商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- 4) 販売店名
- 5) 購入日

の明記が必要としました。

現行のレジでもレシートには、購入した商品名や金額、販売店名、購入日は印字されます。この税制では、控除対象商品以外の商品も購入した場合、控除を受けるには購入費用のうち控除対象商品に該当する費用を区別しなければならないことから、商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともにそのマークがついている商品が控除対象商品である旨（例えば「★印はセルフメディケーション税制対象商品」）をレシートに記載するか、控除対象商品のみの合計額を分けて記載する方法を示しました。

また、前記の5つの記載事項が明記されていれば、手書きの領収書であっても問わないとしています。